



(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

令和5年6月7日

香川県知事 池田豊人 殿

## 提出者

住 所 香川県三豊市仁尾町仁尾辛15-1  
 氏 名 株式会社 菅組  
 代表取締役社長 菅 徹夫  
 電話番号 0875-82-2441

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	建設工事の元請による排出事業場
事業場の所在地	各現場につき不定
計画期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	完成工事高 約60億円(前期実績(令和4年9月30日時点))
③ 従業員数	150名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事の元請による排出事業者 各現場において、処分業者に運搬・処理を委託している。 自ら発生する産業廃棄物は、ほぼ無い。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

各現場代理人によるマニフェスト発行

↓

收集運搬、最終処分業者

↓

現場代理人によるB, D, E票の確認

(電子マニフェストシステムによる処理状況確認含む)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
各現場での取り組みとして、出来るだけ合わせ廃材とならないよう に分別指導をしている。			
② 計画	【目標】 別紙 表1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
総合建設業につき産業廃棄物の排出量は、年度内に稼働していた工 事の内容次第となり、目標を設定することができない。 そのため、暫定の目標値としている。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	土木	がれき類の再生碎石等へのリサイクル
②計画	一般建築 指導による分別促進	
	住宅	コンテナ設置による廃材処理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	住宅の工事では混合廃棄物として排出する場合が多いため、現場 員への指導等で極力分別することに努める。	

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】 別紙 表2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】 別紙 表3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】 別紙 表4のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙 表5のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
各現場で出来るだけ分別に努めた。			

② 計画	【目標】 別紙 表5のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
前年に続き、住宅の工事を中心に分別に努める。			
※事務処理欄			

## 産業廃棄物処理に関する各事項の現状及び計画

表1 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		産業廃棄物の種類										
		燃え殻	汚泥	廃プラスチック類	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
① 現状【前年度(令和2年度)実績】	排出量(t)	1.82	561.02	20.95	428.58	68.30	0.79	566.89	1,757.12	599.05	88.53	1.57
② 計画【目標】	排出量(t)	1.00	560.00	20.00	400.00	60.00	0.50	550.00	1,500.00	500.00	70.00	1.00

表2 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

表3 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

表4 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

表5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項